

表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、全国高等学校体育連盟体操部（以下「本専門部」という）の振興・発展に貢献した者を表彰することに関して規定する。

(表彰の内容)

第2条 表彰は、功労賞及び優秀監督賞とする。

(功労賞)

第3条 功労賞は、永年にわたり本専門部の役員に任じてのち退任した者で、在任中本専門部、ブロック専門部又は都道府県専門部の運営について特にその功労が顕著で、次の各号の一に該当し本専門部表彰委員会で認定した者に授与する。

- (1) 本専門部の正副専門部長、正副委員長又は幹事であった者で、本専門部から推薦された者。
- (2) 各ブロック代表の本専門部常任委員又は同技術部員であった者で、本専門部の役員に10年以上任じ、当該ブロック専門部から推薦された者。
- (3) 各都道府県代表の委員であった者で、本専門部の役員に10年以上任じ、当該都道府県専門部から推薦された者。

(優秀監督賞)

第4条 優秀監督賞は、全国高等学校総合体育大会（以下「全国大会」という）体操競技及び新体操の監督であった者で、次号の一に該当し、本専門部表彰委員会で認定した者に授与する。

- (1) 全国大会における体操競技団体選手権又は新体操団体競技選手権で、3回連続優勝又は5回優勝をさせた監督。
- (2) 全国大会に15回以上選手を参加させた監督。

2 同一人の表彰は1回限りとし、前各号のいずれかの選択は、受賞候補者が行う。

(推薦方法)

第5条 受賞候補者の推薦は、本専門部所定の様式により、毎年度6月末日までに本専門部に於て、送付することとする。

(授与方法)

第6条 表彰は、表彰状又は記念品を授与して行う。

- 2 功労者の授与は、原則として全国大会開催期間中の適当な時期に、優秀監督賞の授与は、監督会議に先だて、又は、全国大会の閉会式終了後に、それぞれ行うこととする。
- 3 受賞候補者が故人である場合であっても、追彰することとする。

(経費負担)

第7条 受賞のために要する経費の負担は、受賞候補者の当該推薦団体が行うこととする。

(附 則)

第8条 この規定の改廃は、本専門部総会の議決による。

第9条 改定前の規定の執行に当たり、申し合わせていた「受賞候補者となりうる条件は、昭和51年度から起算する」については、解除することとし、昭和51年度以前の資料を含め該当する者を推薦しうることとする。

第10条 この規定は、昭和62年4月1日から施行する。

昭和56年 2月 9日制定・昭和61年 2月 9日改定・平成 3年2月5日改定